

【堺市自治会活動保険】保険の対象について

R6.6.7

堺市自治会活動保険の、保険の対象は次のとおりです。

<保険の対象>

「被保険者となる**自治会（※）**が企画・立案し、会議、会則等、所定の手続きを経て実施することが決定された活動」中、「自治会員」に不測の事故があり傷害や賠償責任を負った場合。

※自治会

- ①堺市自治連合協議会・区自治連合協議会・校区自治連合会・単位自治会
- ②自治会が便宜的に別の名称で活動している団体
（例）校区自主防災会、赤十字奉仕団

- 自治会以外の各種団体（自治会の傘下団体や協力団体など）が実施する活動は保険の対象になりません。
- 自治会組織の一部（部会や委員会など）が実施する自治会活動は保険の対象となりますが、内容によっては個別の判断を要する場合があります。